

広告等の表示及び景品類の提供に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、株式会社サードウェーブ（サードウェーブグループ各社を含み、以下、「当会社」という）が行う広告等の表示及び景品類の提供に関し、その表示、方法、審査体制、審査基準、保管体制等に係る基本的事項について定め、広告等の表示及び景品類の提供の適正化に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「広告等の表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法」第2条4項に規定する表示をいう。
2 この規程において、「景品類」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」第1項に規定する経済上の利益をいう。

(適用範囲)

第 3 条 本規程は、全ての役員及び当会社において勤務する社員、契約社員、派遣社員、嘱託社員、パートタイマー、アルバイト（以下、「従業員等」という。）に適用する。

(法令等の遵守等)

第 4 条 広告等の表示及び景品類の提供については、この規程によるほか、次に掲げる法令・諸規則等及びその他の法令・諸規則等に則りこれを行うものとする。

- ① 不当景品類及び不当表示防止法
- ② 当該業界の自主ルール又は公正競争規約等
- ③ 消費者庁からの通達等、行政庁からのガイドライン等
- ④ 当会社ガイドライン、作業指示書等

2 従業員等は、広告等の表示を行うに当たっては、消費者保護の精神に則り、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、的確な情報提供及び分かりやすい表示を行うよう努めなければならない。

3 従業員等は、景品類の提供を行うに当たっては、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、その適正な提供に努めなければならない。

(表示管理責任者等)

第 5 条 当会社は、当会社の行う一切の事業に関する広告等の表示及び景品類の提供について、消費者向けの表示を管理する責任者（以下、「表示管理責任者」という）、消費者向けの表示の審査を担当する者（以下、「表示管理担当者」という）を定め、全体を統括する者として、表示管理統括責任者を置く。

2 表示管理統括責任者には、代表取締役社長が就任する。

3 外部へ情報発信を行う部署及び当該情報を企画する部署等には、各1人以上の表示管理責任者及び表示管理担当者をそれぞれ任命する。

- 4 表示管理責任者は、広告等の表示及び景品類の提供についての業務運用を監督し、重要案件に関する決裁権限を有する。
- 5 表示管理担当者は、広告等の表示及び景品類の提供についての審査業務を遂行する。
- 6 表示管理責任者及び表示管理担当者は、第4条第1項各号に掲げる法令・諸規則等についての関係行政機関、民間事業者団体等が主催する講習会等に1年に1回以上参加するものとする。
- 7 表示管理担当者は、表示管理責任者の監修の下、自らが担当する部門の広告等の表示及び景品類の提供についての作業指示書を作成し、当該部門所属の従業員等に周知しなければならない。

(審査体制)

- 第6条 表示管理責任者は、別途当会社が任命する者とする。
- 2 前項の表示管理責任者として任命された者は、当会社の広告等の表示及び景品類の提供の審査を表示管理担当者が行うことにつき、自らが所属する部署において責任を負う。
 - 3 表示管理責任者が審査を行う広告等の表示及び景品類の提供の範囲は、当該表示管理責任者が所属する部署とする。

(審査の実施)

- 第7条 従業員等は、表示管理責任者の管理の下、表示管理担当者が審査を行い、これを認めた場合に限り、広告等の表示又は景品類の提供を行うことができる。

(審査基準)

- 第8条 表示管理責任者は、自ら又は表示管理担当者をして、広告等の表示の審査に当たっては、第4条第1項各号に掲げる法令・諸規則等に特に留意のうえ、当該広告等の表示が次に掲げる各号に該当する又はそのおそれのあるものでないことを確認しなければならない。
- ① 取引の信義則に反するもの
 - ② 景品表示法その他の法令等に違反する表示のあるもの
 - ③ 脱法行為を示唆する表示のあるもの
 - ④ 消費者の判断を誤らせる表示のあるもの
 - ⑤ 市場の公正な競争を妨げるもの
 - ⑥ 態意的又は過度に主観的な表示のあるもの
 - ⑦ 判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの
- 2 表示管理責任者は、自ら又は表示管理担当者をして、景品類の提供の審査に当たっては、当該景品類の提供が不当景品類及び不当表示防止法その他の法令等に違反する又はそのおそれのあるものでないことを確認しなければならない。
 - 3 表示管理責任者は、自ら又は表示管理担当者をして、広告等の表示又は景品類の提供の審査に当たって疑義が生じた場合には、必要に応じ、その内容を法務担当部門に報告するものとする。

(保管体制)

第 9 条 当会社は、広告等の表示又は景品類の提供を行ったときは、当該広告等の表示及び景品類の提供の審査に関する記録を保管するものとする。

2 前項に規定する保管の期間は、商品又はサービスの販売終了後、3年間とする。

(広告等の表示の作成等)

第 10 条 従業員等は、広告等の表示を作成するに当たっては、第4条第1項各号に掲げる法令・諸規則等に特に留意するものとする。

(第三者が行う広告等の表示及び景品類の提供)

第 11 条 従業員等は、第8条第1項各号に掲げる事項に該当する若しくはそのおそれのある広告等の表示又は景品表示法その他の法令等に違反する若しくはそのおそれのある景品類の提供を、直接的であるか間接的であるかを問わず第三者に行わせてはならない。

(不正な表示等が明らかになった場合の対応)

第 12 条 不正な表示等が明らかになった場合、表示管理責任者が、表示等に関する情報を確認し、関係従業員等からの聴取等を通じて事実関係を迅速かつ正確に把握する。

2 前項において、速やかに、明らかとなった不正な表示等を是正し、消費者に対して誤認排除措置を実施する。

3 当該事案が発生した経緯・原因・影響等を表示管理責任者にて精査した上、関係従業員等で共有し、表示等の改善のための具体的な施策を講じ、再発防止に向けた措置をとるものとする。

(その他)

第 13 条 本規程に定めていない事項については、法令に定めるところによる。

(主管)

第 14 条 この規程は総務部が主管する。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は総務部長が起案し、取締役会の決裁による。

(付則)

この規則は2020年9月1日から実施する。